

平成26年第2回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成26年6月24日(火) 15:03～
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事, 藤尾 均副学長, 高橋 剛委員, 松田 忠男委員, 宮間 利一委員, 宮本 光明委員
4. 欠席者 : 表 憲章委員,
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 太田 貢学長政策推進室長, 久保事務局長, 萩総務部長, 千葉病院事務部長, 小出教務部長, 社本監査室長, 大石総務課長, 滝本企画広報評価課長, 伊藤会計課長, 成田経営企画課長, 西田学生支援課長, 石山施設課長補佐(藤井施設課長代理)

議事に先立ち、学長から、平成26年第1回(平成26年3月18日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 役員の退職手当について

平成26年6月30日で任期満了により退任となる 飯塚 一 理事 の退職手当について、学長から発議及び説明があり、審議の結果、基準どおりの退職手当額を支給することが了承された。

2. 平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

本件について、学長から発議の後、滝本企画広報評価課長から資料1に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から次のとおり付言があった。

- ① 本報告書については、6月25日開催の教育研究評議会及び役員会で審議の上、6月30日までに国立大学法人評価委員会へ提出すること。
- ② 国立大学法人評価委員会によるヒアリングが、7月25日に実施されること。
- ③ 評価結果は、平成26年10月中旬に、通知・公表される予定であること。

3. 平成25事業年度決算について

本件について、学長から発議があり、並びに、高野会計監事及び法定監査人である新日本有限責任監査法人にも監査していただいている旨の説明があった。

次いで、伊藤会計課長から、資料に基づき、①損益計算書②貸借対照表③キャッシュ・フロー計算書④附属病院業務損益計算⑤財務指標について説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承された。

審議において、高野監事から、①病院収入が減益となっているのは、消費税増税等で医療材料等が値上がりしているため、やむを得ないこと。②今後の課題として、

更なるコスト削減が必要である旨の発言があった。

4. 平成27年度概算要求について

本件について、学長から発議があり、次いで、伊藤会計課長及び石山施設課長補佐から資料3-1～2に基づき、次のとおり説明があった。

- ① 基盤的設備等整備分については、教育設備3件、研究設備5件、医療機械設備5件、医療機械設備（長期借入金対象）15件を要求候補としていること。
- ② 施設整備事業の一般事業では、2年計画のI期目として教育研究推進センターの増築を1件、改修を1件要求すること。また、新規に体育館天井耐震改修を1件要求すること。また、基幹・環境設備のボイラー設備及び共同溝配管の更新を1件要望すること。
- ③ 病院事業では、新規に病棟耐震改修を1件要求すること。
- ④ 営繕事業関係では、武道場天井耐震改修、臨床講義棟第二講義室天井耐震改修を予定していること。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

また、大学全体の要求順位や要求事項については、学長に一任することが了承された。

5. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次のとおり説明があった。

- ① 産科医等が減少する中、産科医等の待遇を改善し、産科医等の確保を図るため、分娩手当を平成23年11月1日から平成26年10月31日までの3年間支給することとしていること。
- ② 分娩手当の継続については、この3年間の実績等を勘案して決定することとしていること。

次いで、大石総務課長から資料4-1に基づき、分娩手当の実績についての説明があり、審議の結果、引き続き、分娩手当を支給することが了承された。

その後、大石総務課長から資料4-2に基づき、本学給与規程等の一部改正案についての説明があり、審議の結果、給与規程の一部改正について原案のとおり了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 平成26年度の会計監査人の選任について

資料5のとおり、文部科学大臣から、これまでと同じく、新日本有限責任監査法人を選任した旨の通知があったこと。

(2) 診療従事等教員特別手当の支給割合について

国家公務員の給与については、平成24年4月から平成26年3月までの2年間平均7.8%の削減が行われ、本学でも同様の改正を行っているが人材確保及び勤労意欲の向上を図るために、減額分を補填する「特例減額補填手当」を独自に措置してき

たこと。

昨年12月分から本年3月分までの減額分を、6月30日に支給することにより、終了となること。

平成26年4月の診療報酬改定や消費税増税の影響で、病院収入が昨年に比べ大幅に減収になっているが、運営費交付金では措置されず、病院収入等の自己収入で補うこととなっていること。

そこで、6月30日に支給する「診療従事等教員特別手当」の支給割合について、その支給割合は、本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定めることになっており、この度の支給割合は、昨年12月より20%増やし、70%とすること。

なお、医員、初期臨床研修医に支給している「診療特別手当」は、100%とすること。

(3) 平成25年度寄附金（5%拠出活用分）の決算報告について

本学の教育研究及び診療の活性化を図るために寄附金から拠出されている5%分についての、平成25年度の決算及び平成26年度の事業計画は、資料7のとおりであること。

次いで、伊藤会計課長から資料に基づき、説明があった。

(4) 寄附金、受託研究、共同研究の受入れについて

平成26年3月～5月分の寄附金受入状況については、資料8のとおりであること。

また、平成25年度に受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料9-1～2のとおりであり、平成26年度5月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料9-3～4のとおりであること。

(5) 保健系分野（看護学科）のミッションの再定義の公表について

去る4月21日に資料10-1のとおり、文部科学省から保健系分野（看護学科）にかかるミッションの再定義が公表されたこと。

また、公表に合わせ、本学でも、資料10-2のとおりホームページに掲載したこと。

(6) 国立大学法人の機能強化に関する意見交換について

5月21日に、文部科学省において、国立大学法人の機能強化等に関する意見交換を行ってきたこと。

次いで、久保事務局長から、資料11の概要について説明があった。

引き続き、学長から次のとおり、付言があった。

①国立大学改革プランやミッションの再定義等を踏まえ、機能強化について、改革加速期間中に取り組む改革構想や第3期中期目標期間を見据えた将来ビジョンについて、文部科学省へ説明し意見交換を行ったこと。

②議題となった事項は、人材育成機能の強化、年俸制の導入、中期目標・中期計画の展望、グローバル化・ガバナンス機能の強化であること。

③特に、年俸制の導入については、平成26年1月24日の閣議決定事項であり、

文部科学省から本学に対して、教員の承継職員の1割ぐらいを目標と考えてほしい旨依頼があったこと。

(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大学との連携に関する協定の締結について

2020年に開催する東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長から、同競技大会の開催成功に向けて、連携協定の締結の申し出があったこと。

次いで、久保事務局長から、資料12に基づき説明があった。

引き続き、学長から、6月23日付けで、連携協定を締結した旨の報告があった。

2. その他

- ・平成26年6月30日付けで任期満了により退任となる飯塚理事から挨拶があった。

以上